

令和 5 年 10 月 3 日
島根県地域振興部交通対策課
担 当 者 安藤 広乗
TEL 0852-22-5100

令和 5 年度「高齢者の交通事故防止運動」の実施について

1 趣旨（目的）

島根県では、近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、高齢者が関係する交通事故は増加傾向にあります。

本年も 9 月 30 日現在（速報値）、高齢者が関係する交通事故は、543 件中 246 件（45.3%）が発生し、交通事故死者は、17 人のうち 12 人（70.6%）が高齢者となっています。

この運動は、全ての県民が、高齢者の身体機能や運転特性に関する認識と理解を深め、高齢者に対する思いやりのある運転等を励行するとともに、高齢者自身が身体機能の変化を認識した安全運転や安全行動の実践を習慣づけることにより、高齢者の交通事故防止を図ろうとするものです。

2 主唱

島根県交通安全対策協議会

3 推進機関・団体

島根県、市町村ほか交通安全対策協議会構成機関・団体

4 期間

令和 5 年 11 月 11 日（土）から同年 11 月 20 日（月）までの 10 日間

5 一斉行動日

令和 5 年 11 月 20 日（月）

6 運動の重点

- (1) 高齢運転者の交通事故防止
- (2) 高齢歩行者の安全確保
- (3) 横断歩行者の保護と早めのライト点灯

7 本運動の実施要領及び広報用チラシ

別添のとおり

※本運動の効果があがりますよう、ご協力をお願いします。